


平成30年度
事業計画書

 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

横浜市新橋赤一ム

<http://www.hama-wel.or.jp/office.shinbashi>

横浜市新橋ホーム 30年度事業計画書

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 管理運営基本方針
- 4 職員の状況
 - (1) 責任体制
 - (2) 職員配置
 - (3) 職員会議等計画
 - (4) 職員研修計画
- 5 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護
 - (1) 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方
 - (2) 短期入所における受け入れ体制
 - (3) 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供（短期入所含む）
 - ア 処遇方針の作成計画
 - イ 排泄介助の実施計画
 - ウ 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画
 - エ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
 - オ 給食実施計画
 - カ 医療・健康管理の実施計画
 - キ お客様や家族等との連携
 - ク 身体拘束廃止への取組み計画
- 6 養護老人ホーム
 - (1) 養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供
 - ア 処遇方針の作成計画
 - イ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
 - ウ 給食実施計画
 - エ 医療・健康管理の実施計画
 - オ お客様や家族等との連携
 - (2) 養護老人ホームにおける施設退所に対する支援の考え方
 - ア 退所に向けた本人・家族等への援助体制
 - イ 退所に向けた居宅介護支援事業者等との連携体制
 - ウ 退所後における本人・家族等への援助体制
- 7 通所介護
 - (1) 通所介護における受け入れ体制
 - (2) 通所介護における利用者へのサービス提供
- 8 居宅介護支援
- 9 給食
- 10 事故防止対策

- 11 苦情受付体制
- 12 防犯、防災、緊急時の対応
- 13 近隣の他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携
- 14 地域団体（町内会・地区社協等）との連携
- 15 個人情報の保護体制
- 16 情報公開の取組み
- 17 衛生管理への取組み

<添付資料>

- ・組織図・・・・・・・・別紙1
- ・職員会議等計画・・・・別紙2
- ・職員研修計画・・・・別紙3
- ・苦情解決規則・・・・別紙4
- ・日課表・・・・・・・・別紙5
- ・週間予定表・・・・別紙6
- ・月間予定表・・・・別紙7
- ・年間行事予定表・・・・別紙8
- ・利用者・家族懇談会・・5、6記載
- ・クラブ活動予定表等・・別紙9

1 所在地

横浜市泉区新橋町3番地

2 利用定員

特別養護老人ホーム	42名
短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	8名
養護老人ホーム	50名
通所介護／介護予防通所介護	19名／日

3 管理運営基本方針

『お客様お一人おひとりの尊厳を尊重します。』

『在宅から施設までその人らしい暮らしを支援します。』

『地域に開かれ、地域に貢献できる施設運営を目指します。』

運営方針

- 1 横浜市新橋ホーム 指定管理者 業務基準に従い、「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム」の運営を円滑に行います。
- 2 横浜市指定管理の上で、地域の福祉拠点としての社会福祉法人・施設の役割を認識し、新橋ホームのもつ機能、専門性、建物等を最大限に活用し、地域福祉推進における施設の役割を果たします。
- 3 福祉サービスを必要とするお客様が、地域において必要なサービスを総合的に提供されるように努めます。また、地域に即した創意と工夫を行い、地域住民等の理解と協力を得られるように努めます。
- 4 地域の福祉拠点としての施設を目指します。また、「地域のなかの施設」として地域福祉活動等に積極的に参加します。
- 5 在宅サービスの実施に当たっては、単にサービス提供にとどまらず、サービスを通して、地域で発生している福祉課題の発見など、地域福祉の視点を常にもって行います。
- 6 設備、機器等の地域への提供を行います。地域福祉活動の自主的ボランティアグループ等への会場の貸し出しや地域住民の自主的な在宅サービスの活動、災害時の特別避難場所としての役割を果たします。
- 7 専門性を生かした地域支援事業を行います。居宅介護支援事業の機能を生かし、地域に暮らす住民への相談や各種支援を行います。
- 8 人材の養成、福祉教育の実施施設の役割を果たします。
各職員の求められる専門性の追求のため、職員は常に自己研鑽に努め、必要な知識、技術を修得し、人間性の高揚を図ります。また、個々の職員の成長を図りながら、専門チームとしての力を発揮するようにします。
ボランティア、大学、専門学校、社会人等の実習生の積極的な受入を行います。

- 9 地域の福祉推進機関としての役割を担います。
関係機関、団体との連携を積極的に図り、課題の解決に努めます。
- 10 災害時のための応急備蓄を行い、福祉避難所としての役割を果たします。
- 11 お客様からのご意見、ご要望には真摯に対応します。
- 12 常にコスト意識を持ち、無駄を省き、健全な運営、経営に努めます。

4 職員の状況

(1) 責任体制

所長

所長は事業所の代表であり管理者として業務を統括する。

副所長

副所長は事業所の管理者である所長を補佐し、実務を統括する。

職員

当法人の職員には、職員・パート職員などの雇用形態にかかわらず、下記のような一般社会人としての常識を備えることが求められます。

①協会の一員としての自覚を持つ職員

組織目標を達成することを念頭に、職場における「相互理解・協調」のもと、責任感をもって「自らのより高い目標を達成すること」ができる職員

②お客様に信頼される職員

「お客様が第一」という姿勢を通じて、お客様との信頼関係を築くことができ、ひいては協会の発展に貢献するという意欲を持つ職員

③自ら考え行動できる職員

お客様や社会のニーズを的確に捉え、様々な課題を自ら見出し、広い視野とチャレンジ精神をもって解決に向けて主体的に行動できる職員

④当法人において職員は「協会運営をリードしていく者」「体制を維持する役割」「特定分野において、その豊かな経験と実績に基づき、業務を推進できる者」「将来の管理職候補としての育成スパンを持つ者」と定義して、法人本部が一括して採用・配置しています。

したがって、職員にはその職場で担当する職務を環境の変化に適応して、成果を出し続ける役割を期待されています。

⑤当法人においてパート職員は「一般的な知識と経験に基づく技能を用いて、職員の指示のもと、定常的な業務を遂行する者」「専門的・熟練的能力を具備し、職員の指示のもと業務にあたる者」と定義をして、各事業所が採用・配置をしています。

したがって、パート職員には専門性が高く、特定もしくは特殊な技能・知識を駆使して、担当する職務をいかに正しく遂行するかという役割が期待されています。

(2) 職員配置

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・養護老人ホーム・通所介護・居宅介護支援事業を一つの施設で行っているという多機能を最大限に生かすため、5 部署に所長統括のもと、副所長、各部署のリーダー業務及び専門性が求められる職種に職員を配置します。

また介護チームは職員・パート職員にて適正数を配置します。介護職員は、部署間の異動を定期的に行い、部署間の連携を深めるとともに、各部署に精通するよう職員育成に努めます。

☆平成30年度 横浜市新橋ホーム組織図参照（別紙1）

① 職員について

統括管理者である所長を除く職員（副所長を含む）は、所有する技能・経験・資格に応じて各部門に適正数を配置して、より質の高い業務遂行のため、常にリーダーシップを発揮して、成果を出していけるよう努めます。

② パート職員について

介護業務、看護業務の専門的知識や技能が求められる分野で適正数を配置することで職員の指示のもと、正確・迅速な業務遂行を可能とします。

(3) 職員会議等計画

別紙2参照

(4) 職員研修計画

別紙3参照

5 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護

(1) 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方

- ①「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に則り、「横浜市新橋ホーム入退所基準」を策定しています。入退所基準は、入所の必要性の高い入所申込者を優先的に入所させるため、入退所決定の透明性、公平性を確保すること、並びに、より適切な介護サービスの提供に資することを目的に策定されています。
- ②「新橋ホーム事業計画」に基づき、在宅部門と施設部門の連携が図れるという多機能施設の特長を活かし地域に根ざした高齢者施設を目指すと共に、お客様やご家族のご希望や状況を総合的に判断し、お客様を包括的に支援していくことで、入退所に関して柔軟な対応を行います。

(2) 短期入所における受入れ体制

- ①ショートステイをご利用になるには、担当ケアマネージャーからの申し込みが必要です。利用月の3ヶ月前から申し込みができます。
申し込み書類による申し込み前に、お客様のADLや、生活状況、在宅サービスの利用状況、医療情報などの必要情報を聞き取り、送迎サービスを希望されるか、個室を希望されるかなどのお客様のご希望も確認した上で、利用へとつなげていきます。
- ②医療行為が必要な方（夜間は看護師が不在のため）や、重度の認知症がある方（認知棟ではない為徘徊は応相談）などの受入れに関しては、検討した上で受け入れていくかを決定します。また、多床室が中心（個室は2部屋のみ）の施設のため、感染症に関しては入所申し込みの際に、有無が分かる資料の提出をケアマネージャーの方々にご協力頂いています。
- ③他の在宅サービスの利用や、ショートステイが初めてのお客様には短い期間のご利用を提案させていただきます。

(3) 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供（短期入所含む）

ア 処遇方針の作成計画

- ① 介護職員のお客様担当が、入居者に対するニーズを把握し、処遇の見直しを行い、介護支援専門員と検討します。
- ② 特養ケースカンファレンスにて、所長・副所長・介護職員・看護師・相談員・栄養士・介護支援専門員でニーズや課題について話し合い、処遇方針を決め、サービスの実施期間や評価日を決定します。
- ③ ②で提示されたサービス計画をもとに、各職種で連携し、サービスを提供します。
- ④ 1ヶ月に1回、評価を行います。
変更が必要と判断する場合にも上記評価日に検討を行います。
- ⑤ 評価日以外にも検討が必要だと思われる際は、随時行います。
- ⑥ カンファレンス予定表に沿って、半年後に再度新しいサービス計画書を作成します。
- ⑦ 短期入所生活介護では居宅サービス計画に沿って「短期入所生活介護計画」を作成し、計画的にサービスを提供します。

イ 排泄介助の実施計画

① おむつ・体位交換計画

		定期交換				定期交換時以外の対応状況 (どのタイミングで対応しているか)
		交換回数	交換時間			
おむつ交換	常時使用	4回	3時 15時	9時 20時		尿量の多い入居者や肌の弱い入居者には定時以外にもおむつ交換を実施している。その他に、排泄形態や排泄用品の種類の検討を行い、お客様に合った排泄形態の検討をしています。
	夜間のみ使用	2回	20時	3時		
	褥瘡者	7回	0時 11時 20時	3時 13時	9時 16時	
体位交換		9回	1時 9時 16時	3時 11時 20時	5時 13時 23時	

② 排泄の自立を促すために取り組んでいるケア

- ・希望時に加えて定時に共同トイレに誘導、または、ポータブルトイレ介助を行います。
- ・常時オムツ使用の入居者に対しては、排泄パターンを把握し身体的に可能な限り、ポータブルトイレへの誘導、介助を行います。

③ 排泄介助の際のプライバシー配慮への取り組み

- ・オムツ交換 : 居室のドアを閉め、カーテンを閉めて行う。
- ・ポータブルトイレ : 仕切りカーテン使用
- ・トイレ : トイレのドアを閉め、お客様の排泄中には介護職員は外で待機します。

ウ 入浴状況及び被服の着替えに対する対応計画

① 入浴実施計画

		曜日	時間帯			
			開始時間	～	終了時間	
一般浴	男性	火・土	14時0分	～	16時0分	
	女性	月・水・木・日	14時0分	～	16時0分	
中間浴	男性	火・土	14時0分	～	16時0分	
	女性	月・水・木・日	14時0分	～	16時0分	
特別浴	男性	月・金	10時0分 14時		11時0分 16時	
	女性	毎日	10時0分		11時0分	

- ② 本人の事情により入浴日に入浴できない入居者への対応
- ・全身清拭を行います。
 - ・入浴可能となった場合、次の定期入浴日前もしくは次の定期入浴日に入浴を行います。
- ③ 行事等により入浴日に入浴できない入居者への対応
- ・行事の前後日に入浴日の振替を行ない実施します。
 - ・基本的に行事は入浴日以外で行うようにします。
- ④ 入浴時におけるプライバシーへの配慮
- ・性別で曜日と時間を変えて入浴を行う、脱衣所のカーテンで仕切り入浴中は胸部、陰部にタオルを掛けて、肌の露出を少なくします。
 - ・同性介助を希望されるお客様には、同性の職員が介助を行います。
 - ・お客様のご希望により、個室浴での入浴の機会を提供します。
- ⑤ お客様の被服の着替え、洗濯及び寝具の交換
- ・お客様の着替えについては、汚染時、入浴時、起床時、清拭時、発汗時に定期的もしくは適時、着替えを行います。
 - ・被服の洗濯については、毎日実施します。寝具類の交換は、週1回行い汚染時には随時交換します。

エ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

① リハビリテーションの実施計画

種 類・内 容	実施回数	担当職員
体操	毎日実施	介護職員
ホーム内の散歩（車椅子使用）	月1回程度	介護職員
嚥下体操	個別実施	介護職員
個別リハビリ	毎日実施	介護職員
回想法	毎月1回実施	生活相談員

② クラブ活動・レクレーションの実施計画

名 称	活 動 内 容	実施回数	指導者の職種
誕生会	お客様の誕生日を皆で祝う	月・1回	なし
外出レク	お客様の個人の希望に沿った外出を行う	月・1回	なし
個別外出	近所のコンビニで買い物を楽しんで頂く	月・1回程度	なし
外注食	お寿司など出前をとり召し上がって頂く	月・1回程度	なし
家族会	カラオケ・紙芝居等を楽しんで頂く	月・1回	特養ご家族様

③ 年間行事計画

月	行事名及び内容	参加人数予定	入居者負担の有無
		入居者	
4月	花見外出 誕生会 個別外出 外注食	約6名 誕生月の方 1名 10名	なし なし なし 一部個人負担
5月	個別外出 公園外出 誕生会	1名 2名 誕生月の方	一部個人負担 なし なし
6月	外食外出 習字 誕生会	5名 3名 誕生月の方	一部個人負担 なし なし
7月	地域の行事外出 納涼祭 誕生会	2名 全員 誕生月の方	一部個人負担 なし なし
8月	地域の行事外出 個別外出 誕生会 夕涼み会(花火) 盆供養	3名 1名 誕生月の方 10名 希望者	一部個人負担 なし なし なし なし
9月	敬老祝式典 誕生会 習字	20名 誕生月の方 3名	なし なし なし
10月	運動会 外注食 誕生会	10名 5名 誕生月の方	なし 一部個人負担 なし
11月	個別外出 誕生会	2名 誕生月の方	一部個人負担 なし
12月	誕生会 忘年会	誕生月の方 全員	なし なし
1月	書初め 誕生会 外注食	希望者 誕生月の方 10名	なし なし 一部個人負担
2月	誕生会 節分	誕生月の方 全員	なし なし
3月	彼岸供養 誕生会 個別外出	希望者 誕生月の方 1名～3名	なし なし 一部個人負担

④ ボランティアの受入れ計画

(団体)

団体名	活動内容	延人数	回数
とみんのメガネ	メガネの調整、修理	4	年2回
岡津小学校	合唱、クラブ活動の発表	20	年1回
平戸獅子舞	獅子舞の披露	10	年1回
戸塚高校	納涼祭のお手伝い	25	年1回
傾聴ボラ モモ	傾聴	150	月5回
くすのき保育園	歌・踊り・プレゼント贈呈	40	年2回
アロハサウンズ	歌・ダンス	18	年2回
泉美太鼓	和太鼓演奏	10	年1回
みつばち歌声会	懐メロカラオケ	36	月1回
緑園社協慰問	歌・プレゼント贈呈	30	年1回
グリーンハーモニカ	ハーモニカ演奏	30	月1回
家族会	歌・クイズ・手遊び	30	月1回
回想法	グループで昔を思い出す	80	年12回
出張喫茶	手作りパンと飲み物販売	110	年12回
紙芝居	歌・紙芝居を楽しむ	96	年12回
ハーブ演奏会	ハーブの演奏	36	年2回

(個人)

活動内容	延人数	回数
入居者の散髪	150	年20回
ピアノ演奏	130	月1回
習字	40	年12回

オ 給食実施計画

① 特別食の計画

主食		副食		治療食	
種類	人数	種類	人数	種類	人数
全粥	16人	軟菜	12人	高脂血症食	0人
5分粥	0人	刻み食	9人	糖尿病食	10人
3分粥	0人	ミキサー食	0人	貧血症食	0人
おもゆ	0人	ゼリー食	16人	濃厚流動食	1人
				腎臓食	0人
				高血圧(心臓病含)	5人
				胃潰瘍食	0人
				低残渣食	1人

③ 非常食の備蓄計画

食料	138	人
	3	日分

④ 嗜好調査の実施計画

	実施時期	対象者数	調査内容 (項目等)
	平成30年6月	42人	温度について

⑤ 残菜調査の実施計画

実施時期	調査内容 (項目等)
毎食時	残菜の量

⑥ 食事・検食の実施計画

	食事時間	検食時間	検食実施者の職種
朝食	7:45 ~ 9:15	7:30	介
昼食	12:00 ~ 13:15	11:30	施, 栄, 看, 介, 支, 事
夕食	18:00 ~ 19:15	17:30	介

⑥ 献立等への嗜好調査、残菜調査や検食の結果の反応状況
調理法、切り方の検討、提供方法の検討など

⑦ 特別献立

バイキング食	■	有(年・月平均・週平均)	2回
選抜食	■	有(年・月平均・週平均)	17回

⑧ 調理関係者の細菌検査実施状況

毎月1回から2回調理従事者の細菌検査を行います。

カ 医療・健康管理の実施計画

① 常勤・兼任(嘱託)医師の勤務状況

氏名	藤田 雄一	外池 利夫	藤田 悠介
診療科目	内科	歯科	精神科
出勤曜日	毎週月曜日	毎月2回	毎月2回
時間帯	13:30~15:30	13:30~14:30	14:00~17:00
医師の所属する 医療機関の名称及び 所在地	名称 湘南泉病院 所在地 横浜市泉区 新橋町1783番地	名称 くぬぎ台歯科診療所 所在地 横浜市保土ヶ谷区 川島町1404番地	名称 横浜相原病院 所在地 横浜市瀬谷区阿久和南 2-3-12

② 協力医療機関の状況

協力機関名	(私営) 湘南泉病院
診療科目	内科・外科・整形外科・神経内科・消化器科・泌尿器科
施設からの距離	3km/車で 10分
協力機関名	(私営) くぬぎ台歯科診療所
診療科目	歯科
施設からの距離	8km/車で 30分
協力機関名	(私営) 横浜相原病院
診療科目	精神科・心療内科・内科・眼科・皮膚科
施設からの距離	3km/車で 10分

③ 入居者の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
H30.5月	全入居者対象

④ 職員の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
H30.7月、8月	全職員・パート対象
H31.2月	夜間業務対象者

⑤ インフルエンザ・MRSA・結核・疥癬等感染症の予防対策及び実施状況

感染症対策マニュアルを作成し、感染予防に努めています。

- ・インフルエンザ(季節性・新型)・・・職員及び入居者に予防接種実施、手洗い、うがいの励行。
- ・MRSA・・・陽性者のケア後の手洗い、うがいの励行。
- ・疥癬・・・感染者の個室対応、居室内の清掃の徹底、手洗いの励行。
- ・面会者に対する手洗いなどの周知・徹底。

⑥ 衛生管理等計画

委員会等の設置	名称：感染症対策委員会
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備	名称：感染症対応マニュアル
取組状況	<p>新職員(パート含む)を対象にした新任研修のカリキュラムの中で食中毒を含めた感染症防止のためのマニュアルの研修を実施します。</p> <p>また、全職員を対象に年2回、「感染予防研修」を実施し、感染症及び食中毒の防止に向けた啓発を行います。</p> <p>毎月1回、感染症対策委員会を開催し、感染症及び食中毒の防止のための検討を行います。</p>

キ お客様や家族等の連携

① お客様及び家族等の連絡計画

お客様からの相談、苦情等には、話しやすい環境を設定し、真摯に対応します。また、ご家族には必要時にその都度連絡し、特に行事へのお誘い等積極的に行います。

② お客様懇談会、家族懇談会等の実施計画

家族懇談会	年2回
お客様懇親会	年2回
投書箱・意見箱の設置	事務室受付の横・特養ダイコーナーに設置
会報等の送付	年4回

ク 身体拘束廃止への取組み計画

① 身体拘束等行動制限の廃止へ向けての取組み状況

平成17年4月1日に「新橋ホーム拘束廃止宣言」が制定され、心も体も拘束せず、尊厳を守るケアを行います。

毎月1回身体拘束委員会を開催し、研修等を行い、職員・パートを含め身体拘束について理解を深めます。

② 緊急やむを得ない場合に、身体拘束その他の行動制限を行う際の判定方法

判定機関の設置	身体拘束廃止委員会
判定方法の手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族より、やむを得ずお客様に対して拘束が必要との相談を受ける(介)(看) ・上記委員会を開催し、ご本人様の状況について検討した後、必要性について判断する。 ・ご家族様に連絡をとり、状況説明を行う。 ・「身体拘束に関する説明書」を作成し、了解を得た後、サイン、押印を頂く。

③身体拘束その他の行動制限を行った場合、その後の取組み状況

定期的に状態観察の記録記入を行ない、日勤、月次のカンファレンスにて評価を行ない、拘束が不要になった場合は速やかに廃止できるようにします。

6 養護老人ホーム

(1) 養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供

年度での重点目標及び年間計画を作成し、計画的にサービス提供を行うこととします。

また、職員間においても、役割分担を明確に行い、その役割においても同様の目標・計画を作成し、組織的に運営していきます。

ア 処遇方針の作成計画

① 処遇計画作成手順

(ア) 支援員のお客様担当が担当入居者にアセスメント等を行ない、ニーズを把握します。

(イ) 支援員がモニタリングを基に、ケアチェック表(案)を作成し、生活相談員に提出します。

(ウ) 生活相談員がケアチェック表の確認を行い、ご本人と面接ののち、他職種(支援員・看護職・栄養士)と相談しながら、処遇計画(案)を作成します。必要があればご家族や担当ケースワーカーに希望等の聞き取りを行います。

(エ) 事例検討会において、所長・副所長・主任生活相談員・生活相談員・支援員(主任支援員を含む)・看護職・栄養士にて、処遇計画(案)の検討を行ない、処遇計画を定め、実施期間・評価期間等を設けます。

(オ) 生活相談員より、ご本人(またはご家族)に処遇計画の説明を行い、同意を得ます。

(カ) 支援員がケア内容についてモニタリングを行い、日勤カンファレンスにて評価を行います。

(所長・副所長・相談員・支援員・看護職・栄養士)。変更が必要な場合には処遇計画の検討及び作成を行います。

(キ) 入退院や事故・ヒヤリハット報告等で処遇の検討が必要になった際には、適宜、日勤カンファレンスにて検討・立案を行ないます。

(ク) 処遇計画は年度での予定表を基に50名の処遇計画の検討・立案・見直しを行います。

② 処遇計画の定期的な見直し

一人あたり	6ヶ月	1回
-------	-----	----

③ ADL調査及び認知症調査の頻度

ADL調査	一人あたり	年 1	回
認知症調査	一人あたり	年 0	回

④ 処遇計画を作成する際、参考とする入居者に関する記録

個人ケース記録・ケアチェック表・ケアプラン表・日勤カンファレンスシート

⑤ ケース会議等の実施状況

会議の名称	参加職種	実施頻度	備考
事例検討会	施・生・介・看・栄	月1回	・ケアプランの検討 ・その他
日勤 カンファレンス	生・介・看・栄	随時	・退院後の対応 ・新入居者への対応 ・急変者の対応 ・ケアプランの見直し ・ケアに関して職員の意思統一を図るなど
ヘルパー会議	施・生・介・ケアマネ・ サ責・ヘルパー	隔月	・介護サービス利用者の情報共有 ・サービスの変更・追加等 ・事例の検討

イ リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

① リハビリテーションの実施計画

種類・内容	対象者の参加状況	実施回数（月あたり）	担当職種
朝の体操・脳トレ	15~18名程度、筋力・認知力低下傾向の方、及び希望者	毎日	支援員
嚥下体操	20名程度、配膳を待たれている方	昼食前	支援員
回想法	各回3~4名	毎月1回	生活相談員
転倒予防プログラム	10名程度、自立歩行されるお客様	毎日	支援員
洗濯物たたみ	3~4名程度、有志		支援員

② クラブ活動・レクリエーション実施計画

名称	活動内容	実施回数 (月あたり)	参加人数 (1回あたり)	指導者の職種
脳トレクラブ	パズル、ゲームなどを用いて認知機能維持・向上を図る	月1回	4~5名程度	支援員
園芸クラブ	植物を育て収穫を楽しむ	月1回	6名程度	支援員
誕生会	誕生祝の夕食	月1回	誕生月の方	支援員
買物レク	近隣のスーパーへ買物、送迎・付添	月1回	15~20名	支援員
ウォーキングクラブ	近隣の散策 (下肢筋力維持)	不定期	5~8名	支援員
手芸クラブ	手芸、作品展への出品	月1回	6~8名	支援員
書道クラブ	書道、書初め 作品展への出品	隔月(奇数月)	10~15名 (特養お客様含)	支援員
映画クラブ	映画鑑賞	月2回	5~10名	支援員
コーラスクラブ	合唱練習、行事での発表会	不定期	10~15名 (特養お客様含)	支援員
出張喫茶	福祉作業所のパン、コーヒーの販売、喫食	月1回	15名~20名	相談員
自衛消防隊	防災点検・巡視	月1回 (第4金曜日)	4名	支援員
クリーン活動	ホーム周辺の清掃 ホーム玄関前の清掃	週2~3回	各2名(計12名)	支援員
岡津サロン	町内会主催の高齢者支援サロン	月1回 (第2水曜日)	5名	相談員

③ 年間行事計画

月	内容	月	内容
4月	・誕生会 ・花見会 (2回)	10月	・誕生会 ・運動会
5月	・誕生会 ・春のグループ旅行 (1回) ・防災総合訓練	11月	・誕生会 ・秋のグループ旅行 (3回) ・地域の祭り ・市内養護ホームゲーム大会 ・防災総合訓練
6月	・誕生会 ・春のグループ旅行 (2回)	12月	・誕生会 ・忘年会 ・もちつき
7月	・誕生会 ・納涼祭	1月	・誕生会 ・初詣
8月	・誕生会 ・盆供養会 ・花火大会 (予定) ・外出レク (買い物)	2月	・誕生会 ・節分
9月	・誕生会 ・敬老祝式典 ・彼岸供養会 ・ホーム内ゲーム大会 (予定)	3月	・誕生会 ・彼岸供養会 ・外出レク (買物) ・福祉作品展 ・家族交流会

※他に入居者の希望により近隣への外出等、季節に応じた外出機会の提供を行う。

④ ボランティアの受入れ予定

(団体)

団体名	活動内容	回数
平戸獅子舞	獅子舞、お囃子	年1回
戸塚高校	納涼祭手伝い	年1回
緑園社協	歌・プレゼント贈呈	年1回
とみんのメガネ	眼鏡の修理・調整	年2回
岡津小学校	クラブ発表・交流	年2回
みつばち歌声会	懐メロカラオケ	月1回
くすのき保育園	歌・踊り・プレゼント贈呈	年1回
傾聴ボラ モモ	傾聴	月4回
アロハサウンズ	歌と演奏・フラダンス	年1回
泉美野太鼓	和太鼓演奏	年1回
回想法	グループで昔を回想する	年16回
わいわい喫茶	手作りパンとコーヒー販売	年6回
ぶどうの樹	手作りパンとコーヒー販売	年6回
ハーモニカボラ	ハーモニカ演奏とお話し	年10回

(個人)

活動内容	回数	備考
入居者の散髪 (理容・美容)	月2回	1回千円～自己負担 毎週月・木曜日
紙芝居	月1回	
ピアノ演奏	年6回	
麻雀 (会議室又は娯楽室)	毎週	
行事等の付き添い	随時	

ウ 給食実施計画

① 特別食の計画

主食		副食		治療食	
種類	人数	種類	人数	種類	人数
全粥	10人	軟食	12人	高脂血症食	1人
5分粥	0人	刻み食	0人	糖尿病食	4人
3分粥	0人	ミキサー食	0人	貧血食	0人
おもゆ	0人	ゼリー食	2人	濃厚流動食	0人
				腎臓食	0人
				高血圧食	20人
				低残渣食	1人

② 非常食の備蓄状況

食数	138 人	献立の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有
	3 日分		<input type="checkbox"/> 無

③ 嗜好調査の実施状況

	実施時期	対象者数	調査内容 (項目等)
1	平成30年6月	50人	温度について

④ 残菜調査の実施状況

実施時期	調査内容 (項目等)
毎食時	残菜の計量

⑤ 食事・検食の実施状況

	食事時間	検食時間	検食実施者の職種
朝食	7:45 ~ 9:15	7:30	介
昼食	12:00 ~ 13:15	11:30	施, 栄, 看, 介, 支, 事
夕食	18:00 ~ 19:15	17:30	介・支

⑥ 献立等へ嗜好調査、残菜調査や検食の結果の反映状況
調理法、切り方の検討、提供方法の検討など

⑦ 特別献立の有無

ハイキング食	■ 有 (年・月平均・週平均)	2	回
選 択 食	■ 有 (年・月平均・週平均)	17	回

⑧ 調理関係者の細菌検査の実施状況

毎月1回から2回調理従事者の細菌検査を行います。

エ 医療・健康管理の実施計画

① 常勤・兼任(嘱託)医師の勤務状況

氏 名	藤田 雄一	外池 利夫	藤田 悠介
診 療 科 目	内 科	歯 科	精神科
出 勤 曜 日	毎週月曜日	毎月2回	毎月2回
時 間 帯	14:00~15:30	13:30~14:30	14:00~17:00
医師の所属する 医療機関の名称及び 所在地	名称 湘南泉病院 所在地 横浜市泉区 新橋町1783番地	名称 くぬぎ台歯科診療所 所在地 横浜市保土ヶ谷区 川島町1404番地	名称 横浜相原病院 所在地 横浜市瀬谷区阿久和南 2-3-12

② 協力医療機関の状況

協力機関名	(私営) 湘南泉病院
診療科目	内科・外科・整形外科・神経内科・消火器科・泌尿器科
施設からの距離	3km/車で 10分
協力機関名	(私営) くぬぎ台歯科診療所
診療科目	歯科
施設からの距離	8km/車で 30分
協力機関名	(私営) 横浜相原病院
診療科目	精神科・心療内科・内科・眼科・皮膚科
施設からの距離	3km/車で 10分

③ 入居者の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
H30年 4月予定	入居者全員対象
H30年 9月予定	

④ 職員の健康診断の実施計画

実施年月日	実施人数
H30年 7月、8月	全職員・パート対象
H30年 2月	夜間業務対象者

⑤ 衛生管理等

委員会等の設置	名称：感染症対策委員会
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備	名称：感染症対応マニュアル
取組状況	<p>新職員（パート含む）を対象にした新任研修のカリキュラムの中で、食中毒を含めた感染症防止のためのマニュアルの研修を実施します。</p> <p>また、全職員を対象に年2回、「感染予防研修」を実施し、感染症及び食中毒の防止に向けた啓発を行います。</p> <p>毎月1回、感染症対策委員会を開催し、感染症及び食中毒の防止のための検討を行います。</p>

オ お客様や家族等との連携

お客様には、日常、話しかけやすい環境を提供し、随時真摯に対応します。

また、ご家族には、行事への参加等へのお誘い等々、必要に応じ情報を提供し、連携を図ります。

① お客様懇談会、家族懇談会等の実施計画

お客様懇談会	年50回開催予定（毎週月曜日）
家族懇談会	年1回実施予定
投書箱・意見箱の設置	投書箱・ご意見箱を1階事務室横・2階ダイナー・散髪コーナーの3箇所に設置。随時確認し、内容については、サービス向上委員会等で検討し、真摯に対応します。
会報等の送付	お客様については配布。ご家族には必要に応じ送付します。

(2) 養護老人ホームにおける施設退所に対する支援の考え方

ア 退所に向けた本人・家族等への援助体制

- ・ADLの低下が見られるお客様については、ご本人が今後どのような生活を望まれるかを確認し、ご家族へも今後について意向を確認します。
- ・自立した生活を行う上で様々な理由により介護が必要なお客様及びご家族へは、介護保険サービス利用の提案を行ないます。介護施設等への入所希望者には申し込み等の情報提供や必要な手続きを支援・代行します。同時に担当ケースワーカーへも情報提供を行い、連携を図ります。
- ・ご家族が高齢、疎遠であるお客様については、担当ケースワーカーと連携を取りながら、成年後見人制度の活用などの支援をしていきます。
- ・ご本人が施設を退所し地域での生活を希望された場合には、担当ケースワーカーと連携を図り、在宅復帰が可能かどうかを検討し、必要な支援をしていきます。

イ 退所に向けた居宅介護支援事業者等との連携体制

- ・地域活動（サロン等）への参加や地域活動の情報提供を行いながら、地域への積極的な参加を支援します。また、単独での外出が困難な方については、ご本人から希望があれば、移動支援事業（ガイドヘルパー等）利用の調整を行い、担当医、担当ケースワーカーと連携しながら地域参加を促していきます。
- ・ご本人・ご家族より、介護保険サービスの利用のご希望があった際には、居宅介護支援事業者の紹介等の情報提供・連絡代行などを行ない、サービス利用に向けた支援を行います。

ウ 退所後における本人・家族への援助状況

- ・他施設等へ入居された場合は、他施設での生活へスムーズに移行できるように、ご本人及びご家族の了解を得て、必要な情報提供を行っていきます。
- ・ご本人・ご家族及び担当ケースワーカーへ状況報告や必要な支援を行っていきます。
- ・在宅復帰された場合は、御本人の状況把握に努め、定期的に連絡を取ると共に、ご本人の了解を得て、エリアの地域包括支援センターへの情報提供を行うなど支援体制の整備に努めていきます。

7. 通所介護

(1) 通所介護における受入れ体制

ア 申し込みから利用に至るまでの日数

ケアマネジャーから申込みを頂いた後、相談員が早急に家庭訪問（面接）を行い、可能な限り、ご希望の日からご利用を開始していただけるように努めます。

イ 受入れの対象者

要介護及び要支援認定を受け、居宅介護支援計画に通所介護及び介護予防通所介護の利用が位置づけられている方。

ウ 臨時利用

既に登録されているお客様については通常の利用曜日以外の利用もお受けします。（登録者数の上限枠を超えない範囲でご利用頂けます）

(2) 通所介護におけるお客様へのサービス提供

ア 通常のデイサービス

(送迎)

- ・ お迎え到着時間は前日迄に連絡いたします。
- ・ 車酔いがある方等、個々の事情に応じて個別送迎対応も行います。

(健康チェック)

- ・ 体温、脈拍、血圧測定
- ・ 問診
- ・ 体重測定（1回／月）
- ・ 皮膚等観察

(入浴)

- ・ シャワー浴、リフト浴、半身浴等、お客様の身体、健康状態に合わせた入浴介助を安全に行います。
- ・ 着脱や洗体はお客様の自立を尊重し、必要な部分のみお手伝いを行います。

(昼食)

- ・ 月末に翌月の昼食メニューを提示します。
- ・ 食事前には嚥下体操を行います。
- ・ カロリー、塩分等の制限や、刻み食、ミキサー、ゼリー食等の形態をお客様に合わせた食事を提供します。
- ・ 代替食（肉が苦手な方には魚等）を用意し嗜好に配慮します。
- ・ 松花堂弁当 行事食など季節感のある献立を提供します。
- ・ 食後の口腔ケアを行います。

(機能訓練)

- ・ 現在の身体機能や生活機能の維持、向上を目指し、歩行練習、各種体操（ラジオ体操、リハビリ体操、セラバンド・ストレッチボール等の用具を使った体操）、ストレッチ等を実施します。

- ・ ご希望に応じて、機能訓練指導員（看護師）が個々の生活状況に合わせた機能訓練プログラム（個別機能訓練計画書・運動器機能向上計画書）を作成して実施し、出来る限り在宅生活が継続できるように支援いたします。
- ・ 認知症予防のため、毎月、塗り絵、計算問題、間違いさがし、四字熟語、ことわざ等の問題をまとめた練習帳を作成し、お客様のペースで取り組んでいただきます。
- ・ 食事の前に歌唱、音読、早口言葉などの口腔体操を行い、嚥下機能の維持、向上に努めます。

（レクリエーション）

- ・ オセロ、将棋、カードゲーム、読書、季節のクラフト、頭脳ゲーム等、お客様の好みにも配慮したプログラムを提供します。
- ・ 毎週異なるプログラムの集団レクリエーション（アクティビティ）を行い、お客様同士のつながりを深めるとともに、心身の活性化に努めます。

（ティータイム）

- ・ お好みの飲物とお茶菓子でゆったりと歓談して頂きます。
- ・ お誕生月のお客様を皆さんと一緒に祝いします。

（連絡・報告）

- ・ 連絡帳、広報誌等でデイサービスのご様子をお伝えします。

イ その他のサービス

- ・ デイサービスの時間外で行われる新橋ホーム納涼祭等のイベントにご希望で参加していただけます。
- ・ ご希望の方は毎月第二金曜に理容、第三金曜日に美容の散髪をご利用いただけます。
- ・ 毎月パンの訪問販売がありますので、ご希望の方はご購入いただけます。
- ・ 年2回、衣類の訪問販売がありますので、ご希望の方はご購入いただけます。
- ・ 毎月発行される広報誌でイベントや理美容サービス等の日程をお知らせいたします。

8 居宅介護支援

- (1) 住み慣れた地域で自立した生活が継続できるようにプランの作成を致します。
 - ・ICFの視点に基づいたプランの作成をします。
 - ・生活の中で楽しみや生きがいを持ち、お客様自身が自主的・継続的に実施できる目標を設定して、要介護状態の進行防止や改善が図れる様なプランを作成します。
 - ・介護保険サービスだけにとどまらず、地域の資源、行政サービス、インフォーマルサービスを組み入れたプランを作成します。
 - ・地域・保健・医療との連携を積極的に行い支援します。
- (2) お客様との信頼関係を重視して業務を遂行します。
 - ・お客様からのご意見・ご要望を傾聴し、業務に取り入れていきます。
 - ・24時間の連絡体制を整備し、お客様が相談しやすい関係性の構築を継続していきます。
 - ・お客様やご家族が抱えている課題の解決策をお客様やご家族と一緒に考え必要なニーズに対して迅速に対応する事で、信頼関係を構築します。
- (3) 個人情報の取り扱いに留意いたします。
 - ・個人情報を取り扱う業務を常に意識し、情報の漏えい・紛失の防止に努めます。
 - ・必要性を熟慮して必要最低限の情報収集を心がけ、情報の管理方法について、適宜見直し改善を図ります。
- (4) ホーム内の各部署との連携強化に努めます。
 - ・通所介護・短期入所生活介護担当または養護相談員と連携し、訪問やサービス利用の前後など必要時に情報交換やカンファレンスを持ち、在宅部門と施設部門の連携が図れるという多機能性のメリットを活かしたサービス提供ができる様に努めます。
 - ・ホーム内外の年間行事に他職員とともに協力して参加します。
- (5) チームケアで業務を遂行します。
 - ・担当者不在時や緊急時に於いて迅速に対応ができるように、定期的に週1回の会議を持ち、お客様について情報の共有を図っていきます。
 - ・お客様の状態・状況変化を所属長に適宜報告し適切な判断を仰ぐように、報告・連絡を密にします。
 - ・業務の振り返りや見直し、ケースカンファレンスの機会を持ち、チーム内で確認体制を整えます。
- (6) 資質の向上に努めます。
 - ・年間研修計画を立て、各担当者の課題設定を行い、専門職としての知識や技術の資質向上に努めます。
 - ・最新の情報がお客様に提供できる様に、福祉・医療などの研修や自主勉強会・事業所連絡会等へ積極的に参加致します。また研修により得た知識や情報について事業所内で勉強会を行なう様に努めます。
 - ・特定事業所として、神奈川県介護支援専門員実務研修の現場実習受入を行います。
- (7) 収支について
 - ・常勤換算による給付件数を鑑みながら、各担当の目標を設定し、月間給付管理目標数106件、予防給付数30件、の受け入れを目指し、積極的に新規受け入れを行います。
 - ・運営規定による減算や特定事業所集中減算を招かない、また入院時情報連携等、加算により収入増に

なるように毎月利用者数を集計し確認します。また、誤請求防止に努めます。
介護支援専門員1人当たり、39件を上限とし給付管理を行います。

- ・認定調査の委託件数については、年間100件を目標に調査を致します。

9 給食

(1) 運営方針

食堂で、お客様全員が快適に食事時間を過ごせるように工夫します。

季節感に富んだ喜ばれる食事を提供します。温冷配膳車導入に伴い、調理法、提供方法を工夫、調整し、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく召し上がっていただきます。

また、健やか弁当では、健康増進をテーマに提供します。また、お楽しみ食では、選択が出来るものや、お代わりが出来るなどいつもとは違う形で提供します。

ア 養護

いつもの食事とは違う「お楽しみ食」、健康増進をテーマにして提供する「健やか弁当」を実施します。また、継続してカロリーと塩分量を記載した献立表を配布します。

イ 特養

栄養ケア・マネジメントでは、お客様、個別に栄養状態を保てるように多職種協働で食事の提供を行います。また、「お楽しみ食」、「健やか弁当」を提供方法の工夫をしながら、実施していきます。継続してカロリー、塩分量の記載した献立を掲示します。

ウ デイサービス

デイサービス広報紙にて翌月の献立とカロリー、塩分量を情報提供します。年2回のダイルーム内の調理実演を行います。また、毎月松花堂弁当を提供いたします。

エ 非常用備蓄食品の管理を徹底し、地域の避難所としても備えを維持します。

(2) 年間計画

	全体	養護
4月	13日 健やか弁当 23日 お楽しみ食	
5月	14日 健やか弁当 29日 お楽しみ食	
6月	13日 健やか弁当 28日 お楽しみ食	
7月	4日 健やか弁当(むくみ防止) 土曜の丑 納涼祭	
8月	2日 健やか弁当(夏バテ防止) 15日 すいとん 24日 お楽しみ食(主菜選択)	
9月	敬老祝い式典 お彼岸 27日 お楽しみ食(主食の選択)	
10月	5日 健やか弁当(スタミナアップ) 22日 お楽しみ食(バイキング)	運動会弁当
11月	5日 健やか弁当(風邪予防) 20日 お楽しみ食(小鉢の選択・芋煮)	
12月	クリスマスランチ ケーキバイキング 忘年会(バイキング)	

1月	1~3日 おせち 7日 七草粥 9日 健やか弁当 (デトックス) 24日 お楽しみ食 (主菜の選択)	
2月	7日 健やか弁当 (乾燥対策) 20日 お楽しみ食 (主食の選択)	
3月	8日 健やか弁当 (骨を丈夫に) 25日 お楽しみ食 (主菜選択) お彼岸	

10 事故防止対策

「新橋ホーム事故発生時の対応、及び事故発生防止のための指針」に基づきお客様の安心や安全を確保するために、サービス提供にあたっての基本である適切なリスクマネジメント(危機管理)体制を構築し、施設サービスの質の向上を図る事を目的とします。

(1) 事故防止委員会

毎月開催し、『事故ゼロ』を目標に、発生したヒヤリハット・事故を集計・分析し、ホーム全体で共有することで全職員の事故防止の意識を高め、また事故発生時には適切に対応できるよう、検討や改善に向けた取り組みを行います。

☆ 事故防止活動：リスクマネジメント活動の導入

(2) 安全で安心な介護技術の習得

職員は各種研修・講習会に積極的に参加し、その参加職員がホームにて他職員を対象に勉強会を開くことでホーム全体のスキルアップを図ります。

(3) 事故防止の基本活動

ア 介護ルールの確認

「当然誰もが守っているだろう」といった基本的なルールを全職員に徹底していきます。

イ 適切な設備・用具の保守点検、建物・設備の構造の見直し、介護動作の見直しを行ないます。

ウ お客様個別の危険把握と対処

お客様一人ひとりの状態を把握し、適切な事故防止対策を立てます。

(4) ヒヤリハット活動

事故防止の基本活動では捕捉できない危険を発見して対策を講じます。

(5) 事故発生時の対応

ア 事故対応マニュアルを作成し、どの職員でも同じように適切な対処・判断ができるようにします。

イ お客様の心身の状態や生活環境、習慣などが正確に把握できるようにご家族様との連絡を密にし、また利用中のお客様のご様子を報告することにより、ご家族様に事故の危険に対して理解が得られるよう努めます。

(6) 事故発生時の自治体への報告の取扱いについて：横浜市健康福祉局への報告

・報告の範囲

- ・サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
- ・食中毒及び感染症、結核の発生
- ・職員(従業者)の法令違反・不祥事などの発生
- ・その他、報告が必要と認められる事故の発生

・報告の手順

①事故後、速やかに所管課へ電話又はFAXで報告します。

②事故処理の経過についても、電話又はFAXで適宜報告します。

③事故処理の区切りがついたところで、定められた書式(介護保険事業者 事故報告書)を用いて、文書で報告します。

FAXで報告する場合、状況に応じて①②③の順に同じ書式を使って徐々に必要な箇所を記入していく形で報告することもあります。

- ・報告先

被保険者が横浜市以外の市町村に属している場合、当該市町村にも併せて報告します。また報告には個人情報が含まれるため、その取扱いには充分注意します。

- ・通所介護：事業指導室
- ・短期入所生活介護・介護老人福祉施設・養護：高齢施設課

11 苦情受付体制

法人の定める苦情解決規則に基づき体制を整備し、迅速で誠意ある対応に努めます。受付けた苦情については遅滞なく横浜市へ報告します。

〔苦情受付体制〕

苦情の適切な解決を図るために、次のものを設置します。

- ① 総括責任者
- ② 苦情解決責任者
- ③ 苦情受付担当者
- ④ サービス向上委員会
- ⑤ 第三者委員

別紙4「社会福祉法人横浜市福祉サービス協会苦情解決規則」のとおり

12 防犯、防災、緊急時の対応

(1) 防犯について

- ・建物管理、機械警備等の宿直者が夜間定時巡視により防犯体制をとるとともに、建物の外周についても新たにセンサーライトを増設し、防犯体制を充実していきます。

また、時間帯を問わず、職員による施設内外の定期巡回を行い、防犯体制を図っていきます。

(2) 防災対策について

- ・法人及び新橋ホーム事業所として、「サービス提供継続計画（BCF）」に基づき毎月訓練を実施し、火災、地震災害等の対応に備えます。

また、このBCP及び消防計画に基づき、年に2回以上（うち1回は夜間想定）の消防訓練（通報・誘導・救出訓練、消火器、消火栓の使用訓練、自動火災報知機等の対応訓練）及び地震災害時の対応訓練等を実施します。

- ・地域（新橋下自治会）との「消防応援協定」にもとづき、災害発生時に地域の皆さまのご協力が得られるよう、地域との連携の強化を図っていきます。

- ・地震災害時に福祉避難場所としての役割を果たせるように、備蓄の管理、運用方法の徹底を図ります。

(3) 緊急時の対応について

緊急時（お客様の事故、急変への対応、行方不明時の対応等々、情報セキュリティ事故、感染症の対応、災害時の対応、その他の事故等）の対応については、各緊急対応マニュアルを整備し、入職時及び必要に応じ研修を実施し職員への周知徹底を図っています。また、年1回、マニュアル改定を行い、連絡体制、職員への周知徹底等を図り、誰でも迅速かつ適切な対応ができるように努めています。

13 近隣他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携

(1) 福祉・保健関係

- ①「よこはまシニアボランティアポイント事業」受入れ機関として、地域のボランティア活動の受け入れを行いません。また、ご希望によりお客様自身の当施設でのボランティア活動にも対応していきます。
- ②近隣の保育園、小学校、中学校等と協力し、高齢者と子どもたちとの交流促進に努めます。
- ③障害者雇用にかかわる実習を積極的に受け入れます。
- ④福祉教育推進に協力し、学生ボランティア活動や実習を受け入れます。
- ⑤各区福祉保健センターとの連携を密に図ることにより、「やむを得ない措置」や「優先的に入所が必要な状況にある方」等の入居も、円滑に運ぶよう努めます。
- ⑥介護相談員派遣事業に協力し、介護相談員との連携を図ることで、ホームの改善に努めます。
- ⑦横浜市社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア希望の方が楽しく活動できるようにコーディネートします。
- ⑧近隣CPへの協力を通じて福祉車両の活用等地域福祉に貢献できるよう努めます。

(2) 医療機関

- ・協力病院、MSWをはじめ医療との連携を密にし、医療と福祉が一体となりお客様本位のサービスができるよう努めます。
- ・医療的観点からアドバイスをしていただき、医療と福祉の良好な関係構築に努めます。
- ・入退院時の情報共有を密に行う事やカンファレンスの開催により、医療・福祉とサービスの継続性が図れるように努めます。

14 地域団体（町内会・地区社協等）との連携

(1) 地域福祉保健計画への参加

- ・泉区介護老人福祉施設長会を通じて、誰もが住みやすい街づくりを目指し、高齢者福祉に特化することなく、計画が策定されるよう発信していきます。
- ・地域住民の自発力が発揮され、地域の福祉力が向上するよう、専門職としてのコミュニティーワークに努めます。
- ・連合や自治会単位で行われるお祭りに参加し老若男女、障がいのある人もない人も交流ができるノーマライゼーションを具現化していきます。

(2) 施設の社会化

- ・当ホームで開催される行事等へ、地域住民にボランティアとして参画していただき、またお客様としても来ていただくことで、地域福祉の中の社会福祉施設ということが浸透していくよう努めます。

(3) 地域支援

- ・地区社協、ボランティア団体と連携し、ふれあいサロン、講座、イベント等を開催して「顔の見える関係」「地域のネットワーク」構築に努めます。

15 個人情報の保護体制

法人の個人情報保護規則及び情報セキュリティ規則をもとに、下記の体制で個人情報保護を行ないます。

(1) 責任体制

- ①情報セキュリティ担当者
- ②情報セキュリティ責任者
- ③本部情報セキュリティ責任者
- ④情報セキュリティ総括責任者

(2) 職員への啓発

書類については、鍵のかかるキャビネットへの保管、データベースについては、パスワード等の活用を厳守するよう、職員を教育します。

個人情報保護に関する研修を実施するとともに、個人情報責任者が随時、実施状況の確認を行い指導します。

16 情報公開の取り組み

(1) 事業者情報公開

介護保険事業者として義務化された情報の公表を、遅滞なく実施します。

(2) ご意見箱の活用

施設内にご意見箱を設置し、広くご意見・ご要望をお伺いします。

お寄せいただいたご意見・ご要望については、施設内掲示板等で回答とともに公表します。

17 衛生管理への取り組み

(1) 感染症予防

「感染症対策マニュアル」に基づき、月1回感染症委員会を開催し、感染症予防を実施します。

採用時には、必ず感染症予防についての研修を実施するとともに、全職員を対象とした感染症予防研修を実施します。

また、感染症発生の危険が予測できる時、または発症者を確認した時には、その都度、職員で対策を確認して感染拡大を予防します。

(2) 衛生委員会

月1回衛生委員会を開催し、施設内の衛生管理に関する課題を検討、予防に努めます。

職員の労働環境にも目を配り、働きやすい環境づくりに努めます。

(3) 施設内での感染対策として、職員全員を対象にインフルエンザの予防接種を実施します。

(4) 感染予防のため、入館時のうがい・手洗いの徹底を行っていきます。

平成 30年度 事業別予算原案

(自) 平成30年4月1日 (至) 平成31年3月31日

新橋ホーム

(単位:円)

勘定科目	拠点区分合計	内部取引消去	a=b+c+d+e+f	b	c	d	e	f
			予算額合計	美預	特費	短期	通所	居宅
拠点区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	0	0	0
拠点区分間繰入金収入(本部経費)	0	0	0	0	0	0	0	0
拠点区分間繰入金収入(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動収入計(7)	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	0	0	0	0	0	0	0	0
長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	0	0	0	0	0
長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	0	0	0	0	0
長期貸付金支出	0	0	0	0	0	0	0	0
投資者債証券取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0
投資者債証券取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0
積立資産支出	11,068,000	0	11,068,000	7,980,000	2,748,500	237,650	101,850	0
人件費積立資産支出	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備等積立資産支出	7,000,000	0	7,000,000	7,000,000	0	0	0	0
財政調整基金積立資産支出	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕積立資産支出	2,338,000	0	2,338,000	980,000	1,018,500	237,650	101,850	0
事業資金積立資産支出	0	0	0	0	0	0	0	0
経営安定化基金積立資産支出	0	0	0	0	0	0	0	0
備品等購入積立資産支出	1,730,000	0	1,730,000	0	1,730,000	0	0	0
拠点区分間長期貸付金支出	0	0	0	0	0	0	0	0
拠点区分間長期貸付金支出	0	0	0	0	0	0	0	0
拠点区分間長期借入金返済支出	0	0	0	0	0	0	0	0
事業区分間繰入金支出	14,271,051	0	14,271,051	14,271,051	0	0	0	0
事業区分間繰入金支出(本部経費)	0	0	0	0	0	0	0	0
事業区分間繰入金支出(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0
拠点区分間繰入金支出	14,271,051	0	14,271,051	14,271,051	0	0	0	0
拠点区分間繰入金支出(本部経費)	14,271,051	0	14,271,051	1,761,674	3,436,038	6,888,378	2,194,961	0
拠点区分間繰入金支出(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス区分間繰入金支出	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス区分間繰入金支出	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の活動支出計(9)	25,339,051	0	25,339,051	7,980,000	4,500,174	3,673,688	6,990,228	2,194,961
その他の活動資金収支差額(9=7-8)	-25,339,051	0	-25,339,051	-7,980,000	-4,500,174	-3,673,688	-6,990,228	-2,194,961
予備費支出(10)	0	0	0	0	0	0	0	0
当期資金収支差額合計(11=8+6+9-10)	250,677	0	250,677	250,677	0	0	0	0
前期未支払資金残高(12)	88,452,108	0	88,452,108	40,850,670	63,776,708	45,691,492	32,090,037	17,776,725
当期未支払資金残高(11+12)	88,702,785	0	88,702,785	41,101,347	63,776,708	45,691,492	32,090,037	17,776,725